

様式第3号
沖縄県土木建築部公告北第2号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成30年5月25日

北部土木事務所長 多嘉良 齊

1 業務概要

- (1) 業務名 港湾工事現場技術業務委託(H30-2)
(2) 履行場所 北部土木事務所管内
(3) 業務内容 ア 現場技術業務 一式
イ 対象工事 2件予定
　　本部港(本部地区)岸壁(-10.5m)整備工事 (H30-1) ※平成30年7月契約予定
　　本部港(本部地区)岸壁(-10.5m)整備工事 (H30-2) (仮称) ※平成30年7月契約予定
(4) 履行期間 契約締結日翌日から平成31年3月29日まで
(5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
(6) 本業務の対象となる工事に係る入札手続等において、入札不調、不落又は落札者が決定しなかった場合は、本入札手続等を延期又は中止する場合がある。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
イ 沖縄県の平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：土木関係コンサルタント（沖縄県）の『港湾及び空港』又は『施工計画、施工設備及び積算』に登録された者。
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く）
カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
キ 沖縄県内に、主たる営業所があること。
ク 実施方針が適正であること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

- ア 企業に関する要件
(ア) 2(2)イからオに挙げる基準を満たす管理技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。
(イ) 同種又は類似業務の実績

次に示される同種業務又は類似業務について、平成20年4月1日から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体又は共同企業体の代表構成員として、実

施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：港湾工事の内、係留施設(岸壁・係船杭・桟橋・物揚場・浮桟橋)のいずれかに関する現場技術業務

b 類似業務：港湾工事に関する現場技術業務

(同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

なお、実績として挙げた個々の業務成績が60点未満の場合は実績としない。ただし、「沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務成績評定要領(平成22年4月以降)」、「沖縄県土木建築部委託業務等成績評定要領(平成22年4月以前)」及び、国土交通省または沖縄総合事務局開発建設部の業務成績以外の業務は、この限りではない

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

c RCCM（建設部門）又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(イ) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

c RCCM（建設部門）又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

d 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成20年4月1日から公告日までに完了した業務において、(2)ア(イ)の業務実績に同じ実績を1件以上有すること。

(イ) 担当技術者

(ア) の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（手持ち業務に、低入札調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - ④手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書（案）において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
- オ 管理技術者の雇用に関する用件
管理技術者は本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和61年 土総第429号）に定める指名基準による。なお、同要領第2条の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値=価格評価点+技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点=(価格評価点の配分点)×(1-入札価格/予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

ア 予定技術者の経験及び能力

イ 実施方針等

技術評価点=60点×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議にを経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

ただし、以下のア及びイ、ウについて留意すること。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成30年5月25日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(8)アの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間及び方法等

(ア) 提出期間 平成30年5月25日（金）から平成30年6月1日（金）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は書面にて、平成30年6月4日（月）を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 提出期間 平成30年6月4日（月）から平成30年6月18日（月）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成30年6月28日（木）9時00分

入札書提出締切日時：平成30年6月28日（木）15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成30年6月29日（金）9時20分

持参場所：沖縄県北部合同庁舎 沖縄県土木建築部北部土木事務所 3階入札室

※競争参加資格確認結果通知書及び紙入札方式移行申請書の写しを持参すること

ウ 開札日時：平成30年6月29日（金）9時30分 電子入札システムにより開札

(5) 取扱い案件

なし。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならぬ。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、次の条件を契約の条件とする。

ア 低入札価格で落札した業務については、受注者自ら実施する現場技術業務における照査とは別に、受注者の責任において第3者による照査を義務付け。

イ 現場作業を伴う業務における監督強化

現場技術業務等における現地調査は、管理技術者自ら実施することを義務付け。

ウ 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合手持ち業務量の制限を行う。

通常、4億、10件を2億、5件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 入札及び契約関係：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎
沖縄県土木建築部北部土木事務所 庶務班（3階）
電話番号 0980-53-1255

イ 応募調書資料関係：〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎
沖縄県土木建築部北部土木事務所 都市港湾班（3階）
電話番号 0980-53-2983

ウ 書類提出先 : 〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番11号 沖縄県北部合同庁舎
沖縄県土木建築部北部土木事務所 庶務班（3階）
電話番号 0980-53-1255

(9) 詳細は入札説明書による。